

財団法人大阪みどりのトラスト協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大阪みどりのトラスト協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市中央区南本町2丁目1番8号におく。

(目 的)

第3条 この法人は、大阪府域の良好な自然環境の保全及び市街地の緑化を推進し、みどり豊かで快適な環境づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 自然環境の保全契約の締結及びその維持管理の助成

(2) 貴重な自然環境を有する土地等の買取り及び寄贈、遺贈による取得並びにその管理

(3) 植樹祭の開催等の緑化推進事業及びその助成

(4) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号。以下「法」という。)第6条に掲げる業務

(5) 自然環境の保全運動及び緑化運動の育成

(6) 緑化ボランティアの育成、派遣等を行う「みどりの人材銀行」の設置運営

(7) 自然環境の保全、緑化に関する普及啓発及び調査研究

(8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げるもののほか、国又は地方公共団体の委託を受け、この法人の目的に資する事業を行うことができる。

第2章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 補助金
- (3) 会費及び寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 自然環境の保全のために取得した土地等の財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に提供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

2 前項に規定する基本財産の処分に関する大阪府知事の承認に際し、大阪府知事から処分等の相手先の指定があった場合には、それに従うものとする。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。
- 3 自然環境の保全のため取得した土地等は、その保全に支障のない範囲で一般に公開し、管理するものとする。

(経費の支弁等)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

- 2 法第2条第2項の緑の募金(以下「緑の募金」という。)に係る経理は、他の経理と区分して行うものとする。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、年度開始前に理事会の議決により定めなければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び決算)

第12条 会長は、年度終了後3か月以内に、事業状況報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する事業状況報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、事務所において一般に公開するものとする。

(特別会計)

第13条 この法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、第10条の予算及び第12条の決算上、自然環境の保全に関する公益事業会計と明確に区別しなければならない。

3 第 1 項の会計から生じた収益又は剰余金は、全てこれを基本財産又は公益事業会計にかかわる運用財産に繰り入れなければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第 15 条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1 人

(2) 副会長 1 人

(3) 常任理事 5 人以上 10 人以内

(4) 常務理事 1 人

(5) 理 事 (会長、副会長、常任理事及び常務理事を含む。)

10 人以上 15 人以内

(6) 監 事 2 人

2 理事及び監事は、評議員会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

3 理事は互選により、会長、副会長、常任理事及び常務理事を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち一定数の者は、事業の適正な運営に必要な専門的識見を有する者とする。

6 理事 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(職 務)

第 16 条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故にあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、理事会に付議する事項を審議し、理事会から委任された事項を決定する。

4 常務理事は、日常の業務を総括的に処理する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条に規定する職務を行う。

(任 期)

第 17 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第 19 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議

決を得て報酬を支給することができる。

第4章 理事会及び常任理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び常務理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 常任理事会は、理事会の委任を受けて、会務の執行その他この法人の運営に関し必要な事項を議決し、理事会に付議する事項を審議する。

(開催)

第22条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上又は監事の全員から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 監事が第16条第6項の職務を行うため必要と認めたとき

(招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議においてその出席理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

(常任理事会に対する準用)

第29条 第23条第1項、同条第3条及び第24条から前条までの規定は、常任理事会に準用する。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に評議員5人以上10人以内をおく。

- 2 評議員は、この法人の目的に賛同する者及び事業の適正な運営に必要な専門的知見を有する者の中から、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会で互選する。
- 3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。
- 4 評議員会は、第7条、第10条、第12条、第36条及び第37条に関する事項について意見を述べる。
- 5 第22条、第23条及び第25条から第28条の規定は評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第32条 この法人に名誉会長及び顧問をおくことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推戴する。

- 3 顧問は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 4 名誉会長は、重要な事項について助言を行う。
- 5 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。
- 6 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第33条 この法人に、第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を得て専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は、審議する。
 - 3 専門委員会の組織、構成及び運営その他必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第7章の2 緑化推進運営協議会

(緑化推進運営協議会)

- 第33条の2 この法人に、会長の諮問に応じ、緑の募金に関する重要事項を調査審議する機関として緑化推進運営協議会を置く。
- 2 緑化推進運営協議会の組織、構成及び運営その他必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第8章 事務局

(設置)

- 第34条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局の職員は、会長が任免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第9章 会 員

(会 員)

第35条 この法人に、次の会員をおく。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、会費を納め事業に参画、協力する個人及び法人等
- (2) 特別会員 多額の寄附や土地の提供等、この法人の事業に特別に功労のあったもののうち、理事会で承認されたもの

- 2 会員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、大阪府知事の許可を得て、自然環境の保全に関する業務を行うことを主たる目的とする公益団体、又は大阪府に寄附するものとする。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 38 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 2 年 11 月 1 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 3 年 2 月 15 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 8 年 1 月 22 日〕から施行する。ただし、平成 8 年 3 月 31 日までは、改正前の定款第 4 条第 1 項第 4 号に規定する事業を行うことができる。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 10 年 1 月 1 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 11 年 4 月 1 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 13 年 4 月 1 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 16 年 9 月 1 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 21 年 4 月 27 日〕から施行する。

附 則

- 1 変更後の規定は、定款第 36 条に基づき大阪府知事の許可を得た日〔平成 21 年 1 月 17 日〕から施行する。